

島根



平成18年10月17日 (火) 第 1,821 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

告 示	
騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等の一部改正	(環境政策課) 1
振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等の一部改正	(") 1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課) 2
解除予定保安林	(森林整備課) 2
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用開始	(") 3
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課) 3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(") 4
ナノインデンテーション装置の調達に係る一般競争入札の実施	(産業振興課) 4
公安規則	
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部) 6

生 宗	
<u> </u>	
小	

島根県告示第963号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等(昭和62年島根県告示第312号)の一部を次のように改正する。 平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「別表」を「別表第1」に改める。

第2条の表備考中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第1号中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2号中「別表」を「別表第1」に改め、同号イ中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成18年10月17日から施行する。

島根県告示第964号

振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等(昭和62年島根県告示第313号)の一部を次のように改正する。 平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第3条第3号イ中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成18年10月17日から施行する。

島根県告示第965号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉 法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第 2 条の規定により告示する。

平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏夕	診療科目		指定年月日			
医師の氏名	砂原作日	名	称	所 在 地		相处平月口
山内 克実	内科	やまうち内科		大田市長久町長久口225 - 5)	平成18年9月28日
小笠原哲三	内科	医療法人小笠原	つわぶき医院	鹿足郡津和野町鷲原イ190		平成18年9月28日
近藤 正宏	内科	島根大学医学部	3附属病院	出雲市塩冶町89 - 1		平成18年9月28日

島根県告示第966号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。 平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所 出雲市大社町遙堪字阿式1744 - 19
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第967号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

)# F5 -			道	路		の	区域	;		管轄する地		
道路の 種 類	路線名	X	間		変更 後の		敷地の幅員	延	長	方機関の名称	備 考	
						Α	メートル 7.50		ートル 440.00		河川堤防工事 左記のA、B及	支
一般国道	江津市桜江町谷住郷 般国道 261号 3517番 2 地先から同所		[津市桜江町谷住郷 517番2地先から同所	前	В	6.50 ~ 21.00	4	420.00	浜田県土整	び C は関係図面 に表示する敷地 の区分をいう。	也	
加克巴坦	2015	2252番地先		<u> -</u> 1, <i>r</i> //		С	8.25 ~ 13.00	2	420.00	備事務所	トリプルウェイ 解消	٢

島

				後	С	8.25 ~ 13.00	420.00		河川管理者へ返 還
				前	Α	4.60 ~ 19.00	4,575.00		道路改良工事 左記のA及びB
	"		益田市長沢町八426番 5 地先から同町口1110 番8 地先まで	ら同町口1110 /		4.60 ~ 45.00	4,601.00	益田県土整 備事務所	は関係図面に表 示する敷地の区
				1夜	В	10.00 ~ 49.00	1,377.00		分をいう。 ダブルウェイ
ı			隠岐郡隠岐の島町有木 桜田30番2地先から同	前	ij	8.00 ~ 15.00	121.00	隠岐支庁県	交通安全工事
			町有木横田1番2地先		Ź	10.00 ~ 18.00	121.00	土整備局	拡幅

島根県告示第968号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき告示する。 その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名 称	備	考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷3517番 2 地先から同 所2252番地先まで	メートル 420.00	平成18年 10月17日	浜田県土整		
県 道	皆井田江津 線	江津市千田町508番3地先から同町503番6地先まで	153.00	平成18年 10月17日	備事務所		

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり工房うんなん
- 3 代表者の氏名

矢壁 敏宏

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市大東町大東1845番地

5 定款に記載された目的

この法人は、自立、役割分担、協働を基調とした社会貢献活動を通じて安全、安心の地域づくりを推進し、その発展 を図ることを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

雲南地区県政情報コーナー(雲南合同庁舎1階)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ほっと大東

3 代表者の氏名

落合 昭治

4 主たる事務所の所在地

島根県雲南市大東町新庄283番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、過疎化及び少子・高齢化が進展する社会環境のもとで、地域住民に対し、高齢者や障害者への福祉活動 及び介護保険制度下における介護サービスに関する事業並びに子育ての支援に関する事業を行うことにより、高齢者や 障害者福祉の増進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

雲南地区県政情報コーナー(雲南合同庁舎1階)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年10月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 購入物品等の名称及び数量 ナノインデンテーション装置 一式

(2) 調達案件の仕様書等 入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年2月28日(水)

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 次世代技術研究開発センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 再度入札は2回までとし、その結果落札者がなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約の交渉を行うものとする。
- 2 入札参加者の資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定に基づき、大分類「4 機械器具類」中、中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格の認定を受け、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

なお、入札参加資格の認定を受けていない者にあっては、直ちに資格審査の申請手続を行うこと。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁2階

島根県商工労働部産業振興課 担当 槇原

電話 0852 - 22 - 5293 ファクシミリ 0852 - 22 - 6080

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成18年10月17日 (火)から平成18年10月23日 (月)まで(閉庁日を除く。)の間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成18年10月30日(月)午後1時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

なお、入札書は、持参以外の提出方法は認めない。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。

ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。

ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
 - ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。
 - イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月17日

島根県公安委員会委員長室崎富恵

島根県公安委員会規則第12号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第51条の4第13項の項の次に次のように加える。

第51条の4第14項 放置違反金等の徴収

別表島根県道路交通法施行細則の部の次に次のように加える。

放置違反金の納付命令及び徴	第8条第1項	徴収職員の指定
収等の手続に関する細則(平		
成18年島根県公安委員会規則		
第9号)		

RH BII	
附 則	
この担則は	公布の日から施行する。
しいが知ら	ע נוטוע אווער
I	

(8) 第1,821号	島 根	県 報	平成18年10月17日
Ī			